



茨城労働局発表  
平成 28 年 3 月 25 日

## 報道関係者 各位

### 【照会先】

茨城労働局職業安定部職業安定課  
課長 森田 伸二  
地方職業安定監察官 栗原 智子  
(電話番号)029-224-6218

大洗町商工観光課  
課長 深作 和利  
係長 田山 篤  
(電話番号)029-267-5111 内線 331

## 今後の地域の発展を図るため、 大洗町と茨城労働局が雇用対策に関する協定を締結します

～小さくともキラリと光る大洗町を目指して～

大洗町(町長 小谷隆亮)と茨城労働局(局長 中屋敷勝也)とは、これまでも様々な課題において連携してきましたが、この度、移住・定住の促進や雇用・就業機会の創出を図り、活力ある地域社会の実現を目指す大洗町と、労働市場のセーフティネットとしての役割を担う職業安定行政を展開している国の機関である茨城労働局が、それぞれの強みを生かし、これまで以上に連携して効果的かつ一体的に事業を推進することにより、「魅力ある職場(しごと)が“ひと”を呼び、“ひと”が集まる“まち”に“しごと”(企業)が集まる」好循環を確立させ、小さくともキラリと光る町の実現を図るため、雇用対策協定を締結することといたしました。

つきましては、雇用対策協定の調印式を下記のとおり執り行いますので、ご案内いたします。

### 記

1 日時	平成 28 年 3 月 28 日 (月) 10:00～
2 場所	大洗町役場 3階 第1会議室 (大洗町磯浜町6881-275 TEL029-267-5111)
3 出席者	大洗町長、商工観光課長 等 茨城労働局長、職業安定部長、ハローワーク水戸所長 等
4 その他	協定に係る内容等については、別添1、2のとおり

※当日の取材希望については、大洗町商工観光課 担当:田山あて、お問い合わせください。

# 大洗町と茨城労働局との 雇用対策協定に基づく施策の方向等

～小さくともキラリ★と光る大洗町をめざして～

## 協定締結の目的

この協定は、移住・定住の促進や雇用・就業機会の創出を図り、活力ある地域社会の実現を目指す大洗町と、労働市場のセーフティネットを担う職業安定行政を展開している茨城労働局が、それぞれの強みを生かして密に連携し、効果的かつ一体的に事業を推進することにより、「魅力ある職場(しごと)が“ひと”を呼び、ひとが集まる“まち”に“しごと”(企業)が集まる」好循環を確立させ、小さくともキラリと光る大洗町の実現を目的とする。

※このような目的を達成するため、大洗町と茨城労働局が共同で設置する協議会において、具体的な取組、実施方法等を事業計画として定める。

## 今後の取組の方向性

### 大洗町と 茨城労働局 との連携事業

- “魅力ある職場(しごと)”の創出
  - ・ワーク・ライフ・バランスの実現の促進
  - ・魅力ある職場づくりに取り組む事業主に対する各種助成制度の活用促進

### 魅力ある 職場(しごと)

- 地域の優良な中小企業の魅力発信
- マッチング機能の強化
  - ・就職希望者に対する求人情報の提供
  - ・新規学卒者に対するマッチング支援
  - ・高齢者、障害者、子育て世帯等への就労支援 etc

① “しごと”が“ひと”を呼び込み

ひと  
(町内求職者)

② “ひと”が“しごと”を呼び込む

企業誘致、ベンチャー企業の育成等

しごと(企業)

① “しごと”が“ひと”を呼び込み

・UIターン対策の促進(※)

ひと  
(町外求職者)

(※)UIターン対策の促進では、大洗町が舞台となった人気アニメ「ガールズ&パンツァー」ファン等のうちで、移住希望者の就職支援を促進し、大洗町への定住を図る。

(参考)

大洗町は、茨城県内44市町村中、人口では40番目、面積では43番目～小さくともキラリと光るまちに～  
(「住民基本台帳年報集計」(茨城県;平成27年1月1日現在)、「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院;平成27年10月1日現在))

## 大洗町と茨城労働局との雇用対策協定（案）

### ～小さくともキラリと光る大洗町を目指して～

大洗町（以下「町」という。）及び厚生労働省茨城労働局（以下「労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、移住・定住の促進や雇用・就業機会の創出を図り、活力ある地域社会の実現を目指す町と、労働市場のセーフティネットを担う職業安定行政を展開している労働局が、それぞれの強みを活かして密に連携し、効果的かつ一体的に事業を推進することにより、「魅力ある職場（しごと）が“ひと”を呼び、“ひと”が集まる“まち”に“しごと”（企業）が集まる」好循環を確立させ、小さくともキラリと光る町の実現を目的とする。

#### （事業内容等）

第2条 町及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画は、町及び労働局が共同して設置する運営協議会において定めるものとし、運営協議会の設置は別途定めるものとする。

#### （要請等）

第3条 大洗町長及び茨城労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するために必要な要請を相互に行うことができることとし、これに誠実に対応するものとする。

#### （秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策の取組において、町及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

#### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、町及び労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、本協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から効力が生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大洗町長及び茨城労働局長が署名のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

大 洗 町 長

小 谷 隆 亮

厚生労働省茨城労働局長

中 屋 敷 勝 也

# 国と地方自治体の雇用対策協定について

別添 3

- 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成28年3月22日時点)】 計83自治体(27都道府県53市3町)

## 【都道府県(27都道府県)】

- ①北海道(24年12月) ②奈良県(25年6月) ③滋賀県(25年11月)
- ④京都府(26年2月) ⑤高知県(26年3月) ⑥岩手県(26年3月)
- ⑦長崎県(27年2月) ⑧東京都(27年2月) ⑨鳥取県(27年3月)
- ⑩山口県(27年3月) ⑪長野県(27年3月) ⑫宮崎県(27年3月)
- ⑬青森県(27年3月) ⑭大阪府(27年3月) ⑮群馬県(27年6月)
- ⑯沖縄県(27年8月) ⑰福岡県(27年10月) ⑱宮城県(27年10月)
- ⑲和歌山(27年11月) ⑳富山県(27年11月) ㉑福井県(27年11月)
- ㉒香川県(27年12月) ㉓山形県(27年12月) ㉔愛媛県(28年1月)
- ㉕熊本県(28年1月) ㉖三重県(28年2月) ㉗徳島県(28年3月)

## 【市町村(56市町)】

- 1 北九州市(22年3月) 2 横浜市(23年1月) 3 福岡市(23年3月) 4 久留米市(24年3月)
- 5 宮古島市(25年1月) 6 広島市(25年1月) 7 堺市(25年11月) 8 鳴門市(26年11月)
- 9 神山町(27年1月) 10三好市(27年2月) 11阿南市(27年3月) 12熊本市(27年3月)
- 13沖縄市(27年3月) 14浜松市(27年3月) 15美馬市(27年5月) 16太田市(27年5月)
- 17館山市(27年6月) 18吉野川市(27年6月) 19総社市(27年7月) 20小松島市(27年7月)
- 21前橋市(27年8月) 22東大阪市(27年8月) 23志布志市(27年10月) 24始良市(27年10月)
- 25熱海市(27年10月) 26日南市(27年10月) 27勝山市(27年11月) 28牟岐町(27年11月)
- 29南九州市(27年12月) 30新潟市(27年12月) 31大野市(27年12月) 32掛川市(27年12月)
- 33常陸太田市(28年1月) 34越前町(28年1月) 35福井市(28年2月) 36山形市(28年2月)
- 37鯖江市(28年2月) 38指宿市(28年2月) 39天童市(28年2月) 40高槻市(28年2月)
- 41日置市(28年2月) 42越前市(28年2月) 43宇佐市(28年2月) 44佐伯市(28年2月)
- 45那須塩原市(28年2月) 46豊後大野市(28年2月) 47笠間市(28年2月) 48豊後高田市(28年3月)
- 49坂井市(28年3月) 50札幌市(28年3月) 51小田原市(28年3月) 52高崎市(28年3月)
- 53あわら市(28年3月) 54北上市(28年3月) 55霧島市(28年3月) 56都城市(28年3月)

## 協定締結自治体数の推移



